

# 「就職氷河期世代活躍支援」のご案内

就職氷河期世代の採用に向けた助成金、ハローワークなどをご活用ください

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代※の中には、希望する就職ができず、不安定な仕事に就いている・無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がいます。そのため、厚生労働省では、就職氷河期世代の方々に向けた支援を行っています。

事業主の皆さま、今回ご紹介する各種助成金やハローワークの新サービスなどを、ぜひご利用いただき、就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願いします。

※おおむね1993年（平成5）年～2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた世代を指します。

## 1 就職氷河期世代活躍支援の際、ご利用いただける主な助成金

### ・求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合

安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3ヶ月）試用雇用する場合、事業主は、「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者</li> <li>○ 離職している期間が1年超の者</li> <li>○ 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者</li> <li>○ フリーターやニート等で55歳未満の者</li> <li>○ 特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）</li> </ul>	月額 <b>4</b> 万円

### ・正社員経験が無い（少ない）方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方（非正規雇用労働者である方も含む）を、正社員として雇い入れる場合、事業主は、「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 35歳以上55歳未満の者</li> <li>○ 「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」</li> <li>○ 職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」</li> <li>○ 安定した雇用を希望している者</li> <li>○ ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者</li> </ul>	対象労働者1人あたり 計 <b>60</b> (50) 万円 6か月定着後：30(25)万円 1年定着後：30(25)万円 ※括弧内は中小企業以外

### ・非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施しようとする場合

非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として、雇用型訓練(有期実習型訓練)を実施する場合、事業主は、「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）」によって、訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について助成を受けることができます。

対象となる訓練	支給額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業でのOJTと教育訓練機関などで行われるOff-JTを効果的に組み合わせ実施する訓練であること</li> <li>○ 実施期間が2か月以上6か月以下であること</li> <li>○ 総訓練時間が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること</li> <li>○ 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること</li> </ul>	① 経費助成：実費 ② 賃金助成：760円(475円) ③ OJT実施助成：760円(665円) ※括弧内は中小企業以外 ※②③は1人1時間あたりであり、 ①～③はいずれも上限あり

## ・企業内の非正規雇用労働者を正社員に転換等させた場合

企業内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換等させた場合、事業主は、「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」の支給を受けることができます。

対象労働者	支給額
○事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の有期契約労働者等※ ※有期契約労働者から転換する場合、雇用された期間が通算して3年以内の者に限る。 ○正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等でないこと。 ○転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より5%以上増額していることなど	対象労働者1人あたり ①有期→正規：57万円（42.75万円） ②有期→無期：28.5万円（21.375万円） ③無期→正規：28.5万円（21.375万円） ※括弧内は中小企業以外

厚生労働省では、このリーフレットに記載してあるもの以外にも、さまざまな「助成金」をご用意しています。事業主の方のための雇用関係助成金は、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページでご覧いただけます。



## 2 「ハローワーク」の新サービスを活用した支援

事業主の皆さま、就職氷河期世代の方が対象の求人申込みについてご検討いただき、また、ご相談については、ハローワークまでご連絡ください。

### ● 就職氷河期世代が対象の求人申込みが可能となりました

昨年8月から、ハローワークに求人の申込みをすることを前提に、就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方を対象とする求人申込みを可能としました。また、本年2月から、ハローワークを通じた募集や採用に加え、ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能としました。（ただし、ハローワークにも同じ内容の求人を出していただく必要があります。）

### ● 就職氷河期世代の方々への採用などについてご相談いただけます

ハローワークでは、就職氷河期世代の方々を雇い入れる際の留意事項のご相談、就職後の定着に向けた支援など、事業主の皆さまの支援も行っています。

## 3 支援のための一元的な推進体制を全都道府県に整備

令和2年度からは、就職氷河期世代の方々への支援を全国展開するため、全都道府県に一元的な推進体制（プラットフォーム）を整備し、以下のような取組を進めていきます。事業主の皆様、各地域における支援の取組について、ご理解・ご協力をお願いします。

- 就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
- 経済団体から加盟企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人の呼びかけや就職面接会
- 行政支援策の周知 など

就職氷河期支援施策の取組について、このリーフレットでお伝えしきれなかった取組もございます。今後も施策の充実を行ってまいります。各施策に関しては、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページをご覧ください。



### 【お問い合わせ先】

● 現行の助成金制度（1）は、最寄りの都道府県労働局にご相談ください。【1について】【2について】

● ハローワークの支援（2）は、最寄りのハローワークにご相談ください。

● 都道府県プラットフォーム（3）の整備状況については、以下のお問い合わせ先にお尋ねください。

厚生労働省人材開発統括官付総務担当参事官室 03-5253-1111（内線5916）



※上記 1 2 については、それぞれのQRコードを通じて簡単にアクセスいただけます。